平成5年4月1日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。) 視聴覚教室の管理運営について必要な事項を定め、視聴覚教育の充実を図ることを目的とする。

(管理運営)

第2条 視聴覚教室の管理運営の責任者は、教務主事とする。

(使用の範囲)

- 第3条 視聴覚教室は、次の各号の一に該当する場合に使用することができる。
  - (1) 視聴覚教室を使用する授業で、学期当初から授業時間割表に組み込まれているもの。
  - (2) 前号以外の授業で、より教育効果を上げるため使用するとき。
  - (3) 教育及び学術研究に関する資料を作成するとき。
  - (4) 本校学生の課外活動で指導教員の指導のもとに使用するとき。
  - (5) その他教務主事が必要と認めたとき。

(使用の手続)

- 第4条 視聴覚教室を使用しようとするときは、前条第1号の場合を除き、使用責任者が、別紙様式「使用許可願」を、使用しようとする日の3日前までに学生課教務係(以下「教務係」という。)を経て、教務主事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、その都度教務主事が定める。
- 2 第3条第4号に基づき使用する場合は、事前に学生主事の承認を受けた上、前項の手 続きを取らなければならない。

(使用時間等)

- 第5条 視聴覚教室の使用時間は,8時30分から17時までとする。ただし,教務主事が特に必要と認めた場合は,この限りでない。
- 2 視聴覚教室は、次の各号に掲げる日は使用することができない。ただし、教務主事が 特に必要と認めた場合は、この限りでない。
  - (1) 日曜日
  - (2) 土曜日
  - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (4) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、使用上の注意事項を遵守するとともに、教務係の指示に従わなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校視聴覚教室管理運営細則(昭和49年細則第2号)は、廃止する。

視 聴 覚 教 室 使 用 許 可 願 新居浜工業高等専門学校教務主事 殿													
所属科課名													
使用責任者										印			
下記により使用したいので、承認をお願いします。 記													
使用日時		亚凸	左	· 月	日	(	)			時例	₹~		時限
		173%	<del>+</del>						時	5	}~	時	分
使用目的													
学科学年								使用。	人員				名
指導教員名													
番号	使用					機		器	名				
1		О•Н	• P										
2		スクリ	ーン										
3		暗	幕										
4		V • T	• R	No. 1									
5		V • T	• R	No. 2									
6		ワイヤレスマイクロホン											
7													
8													
9													
1 0													
備	考												

## ○記入上の注意

- (1) 使用欄に○印を付けること。
- (2) 特殊な使用、機器の持ち出し使用等については、備考欄に記入すること。

## 新居浜工業高等専門学校視聴覚教室使用上の注意事項

- 1 視聴覚教室を使用するにあたっては、教務係で出入口の鍵を借り受け、 教室の設備・備品等の保存に十分留意すること。
- 2 使用を承認された機器以外のものは、使用してはならないこと。
- 3 視聴覚教室に設置してある機器は、許可を得ないで視聴覚教室以外に持ち出さないこと。
- 4 視聴覚教室内で備品等を移動した場合は、使用後必ず元の場所に戻しておくこと。
- 5 視聴覚教室を使用中に、機器の故障が生じた場合は、直ちにその機器の 使用を中止し、教務係に連絡すること。
- 6 使用後は、必ずメインスイッチを切り施錠を確認して、鍵を返却すること。